（登録に係る公示）

第十七条　経済産業大臣は、次の場合には、当該中小企業診断士の氏名、登録番号及び登録年月日（前条第二項の規定により再登録を行う場合は、再登録の年月日）を公示するものとする。

一～三　［略］

（登録実務補習機関の登録）

第十八条　第一条第一項第二号イの登録（以下単に「実務補習機関登録」という。）は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。

2　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　別表一又は別表一の2の下欄に掲げる要件に適合する指導者の氏名及び略歴を記載した書類

二・三　［略］

（登録基準）

第二十条　経済産業大臣は、第十八条の規定により実務補習機関登録を申請した者が別表一又は別表一の2の上欄に定める実務補習に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合する実務補習を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。

2　［略］

（実務補習の実施義務）

第二十二条　［略］

2・3　［略］

4　登録実務補習機関は、第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。

5　［略］

（登録に係る公示）

第十七条　経済産業大臣は、次の場合には、当該中小企業診断士の氏名、登録番号及び登録年月日（前条第二項の規定により再登録を行う場合は、再登録の年月日）を官報に公示するものとする。

一～三　［略］

（登録実務補習機関の登録）

第十八条　第一条第一項第二号イの登録（以下この章において単に「実務補習機関登録」という。）は、実務補習を行おうとする者の申請により行う。

2　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　別表一の下欄に掲げる要件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類

二・三　［略］

（登録基準）

第二十条　経済産業大臣は、第十八条の規定により実務補習機関登録を申請した者が別表一の上欄に定める実務補習に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合する実務補習を実施するものであるときは、その登録をしなければならない。

2　［略］

（実務補習の実施義務）

第二十二条　［略］

2・3　［略］

4　登録実務補習機関は、第二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習の修了した者に、当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければならない。

5　［略］

（実務補習業務規程）

第二十四条　［略］

2　実務補習業務規程には次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十　［略］

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条　登録実務補習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　［略］

（公示）

第三十三条　経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第二十条第一項の登録をしたとき。

二～四　（略）

（登録養成機関の登録）

第三十四条　第二条第一項第一号の登録（以下この条及び次条において単に「養成機関登録」という。）は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

2　養成機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　養成機関登録を受けようとする者の名称及びその代表者の氏名

二　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

（実務補習業務規程）

第二十四条　［略］

2　実務補習業務規程には次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～十　［略］

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条　登録実務補習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該磁気的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　［略］

（公示）

第三十三条　経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第二十条の登録をしたとき。

二～四　（略）

（登録養成機関の登録）

第三十四条　第二条第一項第一号の登録は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

2　登録養成機関の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　登録養成機関の登録を受けようとする者の名称及びその代表者の氏名

二　［略］

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］